

○東京藝術大学監事候補者選考会議要項

平成 29 年 12 月 21 日
学 長 裁 定

(目的)

第 1 条 この要項は、東京藝術大学監事候補者選考会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（本学の役員及び職員を除く。）のうちから、経営協議会議長が指名する者 2 人
- (2) 教育研究評議会の構成員（本学の役員を除く。）のうちから、教育研究評議会議長が指名する者 2 人

(監事候補者の選考)

第 3 条 選考会議は、監事の役割を理解し、本学の業務及び財産等の状況を監査するにふさわしい者を監事候補者として選考する。

- 2 選考会議は、前項により監事候補者の選考を行ったときは、学長に報告する。
- 3 学長は、選考会議の報告を参考として、直ちに監事候補者を選考し、文部科学大臣に申し出るものとする。

(選考会議)

第 4 条 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるとき又は欠員のときは、あらかじめ議長が指名した委員が議長の職務を代理し又はその職務を行う。

(運営)

第 5 条 選考会議は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、議事を持ち回り審議することによって、会議を開かず、これを決することができる。

(委員以外の出席等)

第6条 議長は必要に応じ、委員以外の者を選考会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選考会議の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、監事の選考方法等に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年12月21日から施行する。